

国立大学法人香川大学学生支援経費取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学生の修学及び課外活動において、教育的配慮の観点から、特別に支援が必要であると認められた経費の取扱いについて必要な事項を定める。

(支援の額)

第2条 支援する額は、領収書等により支払が確認された額を上限とし、予算の範囲内の支給とする。ただし、宿泊費及び移動に要する経費のうち旅費相当分については、国立大学法人香川大学旅費規程に基づき算定した額を超えないものとする。

2 経費の申請にあたっては、学生割引や団体割引を活用する等、可能な限り経費の節減に努めるものとする。

(支出予算)

第3条 支出予算は、学生の教育を目的とする支出が可能な予算とする。

(支援の対象)

第4条 支援の対象となる経費は、指導教員、授業担当教員、課外活動の顧問等（以下「指導教員等」という。）が必要と認めた次の各号に掲げる経費で、かつ、第1号及び第2号については予算責任者が、第3号については教育・学生支援部長が支出を適切と認めた経費とする。

(1) フィールドワークへの参加に係る以下の経費

イ 拝観料・入館料

ロ 宿泊費（食事代を含む。）

ハ 移動に要する経費（バスの借り上げ代、有料道路代、鉄道賃、船賃等）

(2) 学会等（会議、学会、セミナー、シンポジウム等）への参加に係る以下の経費

イ 学会等の参加費

ロ 宿泊費（食事代を含む。）

ハ 移動に要する経費（バスの借り上げ代、有料道路代、鉄道賃、船賃等）

(3) 課外活動における全国規模の大会に出場するための遠征に係る経費

イ 宿泊費（食事代を含む。）

ロ 移動に要する経費（バスの借り上げ代、有料道路代、鉄道賃、船賃等）

2 前項第2号に規定する経費の支援は、次の各号により取り扱う。

(1) 学部学生については、原則として、指導教員等が学会等への参加に伴う旅行の全期間

帯同しなければならない。ただし、指導教員等に他の用務等がある場合で、かつ、危険性を伴わず学会等に参加し、目的が十分に遂行できると指導教員等及び予算責任者が判断した場合は、学部学生が単独で旅行した場合も支援することができる。

(2) 大学院生については、指導教員等の指導の下であれば帯同を要さない。

3 第1項第3号に規定する経費について、支援の対象となる活動及び経費の基準は別に定める。

(申請及び承認)

第5条 指導教員等は、事前に実施計画の支出内容・方法等を明記した「学生の支援経費申請書(様式1-①)」により、予算責任者又は教育・学生支援部長に申請し、承認を得るものとする。なお、申請にあたっては、旅費相当分については経理グループ、物件費相当分については各契約担当部署に合議を行うものとする。

(報告)

第6条 指導教員等は、実施後、速やかに「学生の支援経費報告書(様式2-①)」により、予算責任者若しくは教育・学生支援部長に報告するものとする。

(事務)

第7条 学生支援経費に係る事務は、学生生活支援グループ及び経営企画グループと連携協力し、学務グループが処理する。

附 則

1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

2 「学生に対して支援を行う際の経費の取扱いについて」(平成21年6月10日制定)は、廃止する。

(別紙)

学生に対して支援を行う際の経費の取扱いについて

平成21年6月10日制定

平成24年7月 1日改定

1 大学の行事として行う、合宿研修等への参加に係る経費の取扱いについて

大学の行事として行う、合宿研修やセミナー、オリエンテーションへの参加に係る経費については、予算の範囲内において支出を可能とする。

対象は実施計画書に基づき、学務グループが支出を適切と認めた以下のものとし、その額は領収書等により実際の支払いが確認された額を上限とする。

- (1) 研修施設（研修室、会議室、グラウンド等）の借り上げ代
- (2) 拝観料、入館料（行事の一環として見学、実習を行う施設等の入場料等）
- (3) 宿泊費（食事代を含む）
- (4) 移動に要する経費（バスの借り上げ代、高速道路代、鉄道賃、フェリー運賃等）

2 教育を目的としたフィールドワークへの参加や学会出席に係る経費の取扱いについて

教育を目的としたフィールドワークへの参加や学会出席に係る経費については、予算の範囲内において支出を可能とする。

対象は各部局が支出を適切と認めた以下のものとし、その額は領収書等により実際の支払いが確認された額を上限とする。

- (1) 宿泊費（食事代を含む）
- (2) 移動に要する経費（バスの借り上げ代、高速道路代、鉄道賃、フェリー運賃等）

3 課外活動において、全国規模の大会に出場するための遠征に係る経費の取扱いについて

課外活動において、全国規模の大会に出場するための遠征に係る経費（*）については、予算の範囲内において支出を可能とする。

対象は、学生生活支援グループが支出を適切と認めた以下のものとし、その額は領収書等により実際の支払いが確認された額を上限とする。

- (1) 宿泊費（食事代を含む）
- (2) 移動に要する経費（バスの借り上げ代、高速道路代、鉄道賃、フェリー運賃等）

*・・・支援の対象となる活動及び支援する経費の基準は別に定める。

4 その他

実施に際しては、事前に支出内容や方法を明記した実施伺により、旅費相当分については経理グループ、役務関係分については各契約担当部署に合議するものとし、その際の経費の算定については、学生割引や団体割引を活用するなど、費用対効果を高め、可能な限り経費の節減に努めるものとする。

上記1の(3)、(4)、2の(1)、(2)及び3の(1)、(2)のうち、本学旅費規程に定める交通費、宿泊費に相当するものについては、当該規程により算定した額を超えないものとする。

以上